

おばま環境市民推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小浜市環境基本計画に基づき、市民、事業者、市の連携と協働により、望ましい環境像を達成するため、おばま環境市民推進委員会（以下「市民推進委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定める。

(組織)

第2条 市民推進委員は、20人以内をもって次に掲げる者により構成する。

- (1) 公募による市民代表者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 企業代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、再選することができる。

(会長および副会長)

第4条 市民推進委員会に会長および副会長を置き、構成員の互選により選出する。

2 会長は、会議の運営を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けるときは、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第5条 市民推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者から説明または意見を聴くことができる。

(協議事項)

第6条 市民推進委員会は、環境基本計画の推進のため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 小浜市の望ましい環境像の実現に関する事
- (2) 重点施策の展開方策に関する事
- (3) 数値目標の達成方策に関する事

- (4) 基本目標別（市民、事業所、行政など）取り組みに関すること
- (5) 環境基本条例の制定等に関すること
- (6) 環境に関わる個別条例の制定等に関すること

（庶務）

第7条 市民推進委員会の庶務は、環境衛生課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が市民推進委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。